２　法第三十一条の二第二項第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。

３　法第三十一条の二第二項第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の二十一の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等（法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。）との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする。

（趣旨）

第二条　法第五章の六の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（事件記録の謄本の様式）

第十一条　法第五章の六又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

（審判手続開始の決定）

第十五条　法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

一　［略］

二　課徴金に係る法第三十一条の二第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項第一号において同じ。）又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実

［三～五　略］

２　［略］

（決定の記載事項）

第六十三条　［略］

２　［略］

３　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

４　法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一　法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　法第三十一条の二第二項第二号及び第三十四条の二十一の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。

３　法第三十一条の二第二項第三号及び第三十四条の二十一の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等（法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。）との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする。

（趣旨）

第二条　法第五章の五の規定による審判手続については、同章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（事件記録の謄本の様式）

第十一条　法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。

（審判手続開始の決定）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実

［三～五　同上］

２　［同上］

（決定の記載事項）

第六十三条　［同上］

２　［同上］

３　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

４　［同上］

一　法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。

二　［同上］